

千葉市生活困窮者自立促進支援事業等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における生活困窮者自立促進支援事業等を円滑に実施するため、千葉市生活困窮者自立促進支援事業等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、生活困窮者自立促進支援事業等とは次に掲げる事業（以下「事業」という。）をいう。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業
- (2) 生活困窮者自立支援法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第3条第6項に規定する生活困窮者一時生活支援事業
- (4) 生活困窮者自立支援法第3条第7項に規定する子どもの学習・生活支援事業
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）のうち、就労阻害要因のない稼働年齢層にある者に対する就労支援事業
- (6) 被保護者のうち、就労阻害要因がないものの就労意欲が低い等、就労に向けた課題を抱える者に対する就労準備支援事業
- (7) 家計改善支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業及び被保護者に対する家計改善支援事業の両事業を含む。）

(所掌事務)

第3条 検討委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 事業の実施に関すること。
- (2) 委託業者の選定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業に関し必要と認めること。

(組織)

第4条 検討委員会の委員は、事業ごとに別表に掲げるとおりとする。

- 2 検討委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、保健福祉局保護課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させることができる。
- 4 委員長は、委員にやむを得ない事由があるときは、代理による出席を認めることができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局を、保健福祉局保護課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年2月15日から施行する。
- 2 千葉市生活困窮者自立促進支援事業検討委員会設置要綱、千葉市生活困窮者自立促進支援事業（一時生活支援事業）検討委員会設置要綱、千葉市農業等就労・社会体験支援及び就労準備支援事業検討委員会設置要綱、千葉市被保護者就労促進事業検討委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

職	職 名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	
委員長	保健福祉局保護課長	○	○	○	○	○	○	
委員	市民局市民自治推進部市民自治推進課長		○				○	ア 生活困窮者自立相談支援事業
	市民局生活文化スポーツ部消費生活センター所長	○		○				イ 生活困窮者就労準備支援事業
	保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課長	○		○				ウ 家計改善支援事業
	こども未来局こども未来部こども家庭支援課長	○		○		○	○	エ 生活困窮者一時生活支援事業
	経済農政局経済部雇用推進課長	○	○	○			○	オ 子どもの学習・生活支援事業
	経済農政局農政部農政課長		○				○	カ 被保護者就労支援事業
	都市局建築部住宅整備課長				○			被保護者就労準備支援事業
	区保健福祉センター社会援護課長（代表区）	○	○	○	○	○	○	
	区保健福祉センター健康課長（代表区）				○			
	教育委員会学校教育部学事課長	○		○		○		
教育委員会学校教育部教育指導課長						○		